

事 務 連 絡
平成26年 1月23日

青森県、岩手県
秋田県、宮城県
山形県、福島県
茨城県、栃木県
群馬県、埼玉県
千葉県、東京都
神奈川県、新潟県
山梨県、長野県
静岡県

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示の徹底について

食品中の放射性物質への対応として、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、放射性物質の地域的な広がりを考慮し、必要な品目に関し原子力災害対策本部長から食品の出荷制限が指示されているところです。今般、岩手県において、県の定める管理計画に基づき管理されるものに限り出荷制限の一部が解除されている地域の大豆について、県の定める管理計画を逸脱するものが流通する事案が発生しました。

については、出荷制限が指示されている各県においては、引き続き、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において、別添のとおり、東北農政局生産部長あて通知を发出していることを申し添えます。

25生産第2880号
25生産第2882号
平成26年1月23日

東北農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長
地域作物課長

県の定める管理計画に基づく大豆及びそばの厳正な管理について

放射性物質の基準値を超える大豆又はそばが生産され、当該品目が原子力災害対策本部長指示により出荷制限が指示されている地域については、県の定める管理計画に基づき適切に管理・検査する体制が整備されることを前提に、県の申請により出荷制限の一部解除（以下「一部解除」という。）が認められ、検査の結果、基準値を超えていないものについて出荷できることとされています。

しかしながら、今般、岩手県一関市旧磐清水村において、県・市の周知が不十分だったこと等により、管理計画に基づく検査を実施する前に一部の生産者が大豆を出荷し、集荷業者、直売所及び小売店へ販売したことが判明しました。

このような事態が発生することは、大豆のみならず、他の作目を含む農産物全体に対する消費者の信頼を大きく損ねるものであり、極めて遺憾です。

つきましては、同様の事態の発生防止のため、衛生部局とも連携し、下記の事項について関係者に対する周知、指導を徹底するよう、関係県に通知願います。

記

- 1 一部解除が認められている区域・品目に関する以下の事項について、市町村等と連携し、改めて全ての関係者に周知徹底を図ること。
 - ア 当該区域内で当該品目を生産する生産者は、検査により基準値を超えていないことが確認されたもの以外出荷できないこと。
 - イ 直売所等の販売事業者や集出荷事業者は、受け入れ製品の生産地等を必ず確認し、一部解除が認められている区域のものは、管理計画に基づいた検査の結果、基準値を超えていないことが確認されたもの以外受け入れを行わないこと。
- 2 1の周知徹底について、文書等による通知とあわせて、巡回等による対面での指導を組み合わせる行うこととし、検査直前にあたる収穫期には、必ずいずれかの方法で確実な情報提供を行うこと。
- 3 当該区域における出荷の可否に係る問合せ等に対しては、品目ごとの管理区分の違いや、区域外に居住する生産者による生産など出荷制限の範囲を的確に把握している必要があるため、必ず直接の担当者から回答すること。
- 4 放射性物質検査の実施前の出荷等、不適切な事案が確認された場合は、速やかに農林水産省に報告するとともに、是正措置を講ずること。また、年末年始、ゴールデンウィーク等の長期休暇中においても、速やかに対応できるよう、緊急連絡体制を整備しておくこと。